

国立大学法人東京海洋大学における教員の任期に関する規則

平成16年4月1日

海洋大規第 17号

改正 平成17年6月14日 海洋大規第 300号

改正 平成18年9月27日 海洋大規第300-2号

改正 平成18年11月7日 海洋大規第300-3号

改正 平成21年3月27日 海洋大規第 49号

改正 平成21年5月12日 海洋大規第 72号

改正 平成24年2月3日 海洋大規第 32号

改正 平成24年3月29日 海洋大規第 104号

(目的)

第1条 大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項及び国立大学法人東京海洋大学就業規則（平成16年海洋大規第13号）第9条の規定に基づき、国立大学法人東京海洋大学（以下「本学」という。）における教員の任期に関する規則を定める。

(教育研究組織及び職等)

第2条 任期を定めて任用する教員の教育研究組織、職名、任期及び再任に関する事項は別表に定めるとおりとする。ただし、任期については、別表に定める任期を原則とし、別表備考欄に該当する場合はそれによるものとする。

(労働契約)

第3条 任期を定めて教員を任用する場合、本学と当該任用される者との間で任期を定めた労働契約を締結するものとする。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日において、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条の規定により本学の職員となった者のうち、施行日の前日において東京海洋大学における教員の任期に関する規則の規定に基づき任期が定められた教員の施行日における任期の終期の取扱いについては、第2条の規定に関わらず施行日の前日における任期の終期を施行日において定められた任期の終期とみなす。

附 則（平成17年海洋大規第300号）

この規則は、平成17年6月14日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第300-2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成18年海洋大規第300-3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年海洋大規第49号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に社会連携推進共同研究センターに任期を定めて任用されている教員であって、この規則の施行日に産学・地域連携推進機構に配置換となる者の職名、任期の終期及び再任の扱い（以下「任期等」という。）については、当該配置換前の任期等を引き継ぐものとする。

附 則（平成21年海洋大規第72号）

この規則は、平成21年5月12日から施行する。

附 則（平成24年海洋大規第32号）

1 この規則は、平成24年2月3日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規則に基づき任期を定めて任用をされている教員については、当該教員の職名に変更がない限り、なお従前の例によるものとし、その職名、任期の終期及び再任の扱い（以下「任期等」という。）については、施行日前に定めた任期等を引き継ぐものとする。

附 則（平成24年海洋大規第104号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

教育研究組織	対象となる職名	任期	再任に関する事項	根拠規定
産学・地域連携推進機構	教授，准教授，助教	5年	再任可。ただし，1回を限度とする。	法第4条第1項第1号
先端科学技術研究センター	教授，准教授，助教	5年	再任可。ただし，1回を限度とする。	法第4条第1項第1号

備考 1：任期は原則としてこの表のとおりとするが、教育研究組織の改廃が予定されている場合や本学教員の定年年齢との均衡を考慮する必要がある場合等、特別の事情がある場合にあつては、この表の任期を上限として学長が個別に定める。

2：再任時において、次期任期内に本学教員の定年年齢を超える場合にあつては、この表の任期にかかわらず、当該者の再任後の任期は、当該者が本学教員の定年年齢に達する日以後における最初の3月31日までとする。

3：再任時において、本学教員の定年年齢を超えている場合は、この表にかかわらず再任することはできない。